

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項および第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 飲食料およびその他の利用料金
	税金	③ 消費税 ④ 宿泊税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を うけた日		不 泊	当 日	前 日	9 日 前	20 日 前
一 般	14名まで	100%	80%	20%		
団 体	15名～99名まで	100%	80%	50%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。